

社会福祉法人 弘善会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 弘善会（以下「当法人」という）定款第九条及び第二三条並びに第三〇条、第三一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに総裁、顧問及び参与（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員及び評議員選任・解任委員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 理事会に出席したとき。
- (2) 評議員会に出席したとき。
- (3) 監事が監査を行ったとき。
- (4) 評議員選任・解任委員会に出席したとき。
- (5) 理事長が費用弁償を要すると認めた法人業務に従事したとき。
- (6) 理事長が法人業務に従事したとき。

3 同条第1項の費用は、次のとおりとする。

- (1) 同条第2項第1号から第5号については、
 - ①高松市内在住者は1回につき 5,000円
 - ②香川県内で高松市以外の在住者は 7,000円、ただし離島は10,000円
 - ③香川県外在住者は1回につき 12,000円
- (2) 同条第2項第6号については、1回につき 10,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 第3条第3項の改正は、平成29年1月1日からとする。